

Client Alert

15 July 2025

ラオス：ラオスにおける知的財産権法と実務 一 何が変わり、何に注意すべきか

本アラートに関する
お問い合わせ先：



竹中 陽輔
パートナー
03 6271 9548
Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com



Hoa Tran
Partner, Hanoi
+ 84 24 3936 9355
Hoa.Tran@bmvn.com.vn



中野 綾子
アソシエイト
03 6271 9879
Ayako.Nakano@bakermckenzie.com

概要

2024年3月1日、ラオス官報は2023年11月20日付の改正知的財産法（IP）第50/NA号（以下、「2023年知財法」）を公布した。本改正は、2017年法改正以来のものであり、ラオスの知的財産法の枠組み、特に商標に関する大幅な更新をもたらすものであった。さらに、ラオス知的財産局（DIP）の商標実務に関しても大きな変更があったため、本記事においては2023年知財法について解説する。

ラオス知的財産法の背景

ラオス初の知的財産法は2007年に制定された。2007年以前は、知財関連事項は首相府が発行する様々な政令によってのみ規定されていた。2007年の知的財産法制定以来、知財法は2011年、2017年、そして最近では2023年に改正された。これらの継続的な法改正は、「国際的な知的財産基準に、自国の法的枠組みを合わせよう」とするラオスの姿勢を表している。

2023年知的財産法における主な変更点

以下は、2023年知財法で改正された主要な変更点である。

周知商標

「周知商標」の概念は、2017年の知的財産法で初めて導入されたが、その定義が曖昧である点が問題とされていた。特に、「商標に関連する商品またはサービスが『領域内（within the territory）』で広く流通していること」が要件とされていたものの、この「領域内」が何を意味するのかが明確ではなかった。2023年改正では、周知商標の定義から「領域内（within the territory）」という文言が削除され、「商標がラオスで周知である」という主張を裏付けるために、他国での使用の証拠が認められるように改正された。

2023年知財法は、周知商標の定義をより明確にするという点において好ましい改正であると考えられている一方で、例えば、「『周知商標』として保護されるためには全ての要件を満たす必要があるのか」といった点に、いまだに不明瞭さが残っていると言われている。

商標登録の取消事由

2023年の改正前は、悪意による第三者の商標登録を取り消すことができなかったが（改正前は、出願時にのみ考慮される事項であったが）、2023年知財法では、ブランドオーナーが、悪意に基づく登録商標の取消しを求めることができるようになった。

この変更は、ラオス知的財産局が悪意の出願を抑制し、商標の不法占拠を防止する方向へ明確にシフトしていることを示している。



権利の消尽

2023 年知財法においては、「権利消尽の原則」が正式に認められた。この新しい概念の下では、商標権者の権利は製品が販売された時点で終了し、製品の再販売やさらなる使用に対しては制限がかかることとなった。

商号登録要件

2023 年知財法においては、侵害者に対して商号に関する権利を行使するため、ラオス工業商業省（MOIC）に商号の登録をすることが必要となった。この新しい要件は、ラオスで商号の保護を求める企業に大きな影響を与える。

その他のラオス商標実務に関する最新情報

2023 年 11 月、ラオスは待望のオンライン出願システムを開始した。それ以前は、商標登録出願はすべてハードコピーで直接ラオス知的財産局に提出する必要があった。

2025 年 2 月 22 日、ラオス知的財産局は通達第 198 号/DIP を発行し、書類の原本提出義務を撤廃した。今後は、優先権主張や委任状などの主要書類は、現地代理人が電子的に提出できるようになる。

ラオス知財実務に関する今後の展望

2007 年の知的財産法の施行以来、ラオスは国際的なベストプラクティスに沿うよう、徐々に知的財産の枠組みを近代化してきた。2023 年の改正は、特に商標規制と電子出願によるデジタル化において、有意義な進歩を示している。

しかし、周知商標の認定など、まだ詳細なガイダンスがない面もある。ラオスで事業を展開する投資家や企業は、今後の動向を注意深く見守る必要がある。